

Japan tax alert

EY税理士法人

タイ、関税優遇制度 の自主監査プログラム (VAP)を2017年末 まで延長

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

タイ関税局は、自主監査プログラム(VAP)を2017年12月31日まで延長するとウェブサイトにおいて発表しました。

VAPでは、タイ関税局は、関税や税金の過少申告が故意ではないと思われる一部の善良な納税者に対し、自主監査及び結果報告を行うことにより関税局の審査を受ける選択を認める通知を行います。該当する場合、未払債務の評価と精算が行われますが、関税局による罰則は免除されます。

通知を受領しなかった場合でも、VAPへの参加を希望する輸出入者は、関税局に対して通知を依頼することができます。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、VAPの適用対象外となります。

- ▶ 密輸入、もしくは関税を回避する不正な意図の明白な証拠がある輸入
- ▶ 禁止、制限されている商品、又は知的財産権を侵害する商品の輸入
- ▶ 関税局、特別捜査局、犯罪取締部、その他関連政府当局による継続的調査の対象となっている輸出入者
- ▶ 過去のVAPにおける同一案件の開示

VAP参加者は、通知状の受領後30日以内に、案件に係る文書や証憑を関税局に提出して開示することが求められます。提出期限の延長を申請することもできますが、申請は書面によって行い、関税局の承認を得る必要があります。

VAP参加者が自主監査の結果を期限内に報告しない場合は、関税局が独自の通関後監査を始める可能性があります。

VAPに参加する主なメリットは、以下のとおりです。

- ▶ 罰則が免除されます
- ▶ 月1%の追加関税が免除されます(上限なし)
- ▶ 本社が関税局の通関後監査チームに開示を行うことにより、通関港ごとの開示が必要なくなります
- ▶ 輸出入者はVAPにより自己監査及び開示を行うことができます

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170330

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp